

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	割賦販売法の一部を改正する法律案
規制の名称	少額の分割後払い規制の導入等
規制の区分	新設、 改正(拡充) 、緩和、廃止
担当部局	商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課
評価実施時期	令和2年3月
規制の目的、内容及び必要性	<p>①規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン) (1)QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化 現行法においては、クレジットカード会社(イシュー)、立替払取扱業者(アクワイアラー)及び加盟店に対し、クレジットカード番号等を適切に管理する義務を課している(法第35条の16)。 今後、決済テクノロジーの進展に伴い、QRコード決済事業者やECモール事業者等、新たに決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者が出現してきている一方で、情報窃取や不正利用の手段は巧妙化しており、セキュリティリスクが高まっている。これらの事業者に対して規制を実施しない場合、利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用することが困難となるおそれがある。</p> <p>(2)業務停止命令の導入 現行のクレジットカード会社(イシュー)に対する監督手段は、報告徴収(法第40条)、改善命令(法第30条の5の3及び第33条の5)、登録の取消し(法第34条の2)、立入検査(法第41条)、刑事罰(法第49条等)等が措置されており、特に改善命令と登録の取消しの間の監督手段としては、カード等の交付等禁止命令(法第34条のみ)となっている。当該命令は、事業者が純資産要件を満たさなくなった場合のみを発することができるものである。 今後、情報窃取や不正利用の手段が巧妙化し、セキュリティリスクが高まる等の状況の中で、業務停止命令を創設しない場合、十分に実効的な履行確保措置を講ずることができない。</p> <p>②課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性) (1)QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化 ①(1)のとおり、決済テクノロジーの進展に伴い、QRコード決済事業者やECモール事業者等、新たに決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者が出現してきている。 これらの事業者は、大量のクレジットカード番号等を扱っており、漏えいすれば、大規模な情報漏えい事件につながるリスクを抱えている。 これらのことから、新たに決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者についても、クレジットカード番号等の適切管理を義務化することとする。これにより、利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備することができると思われる。</p> <p>(2)業務停止命令の導入 ①(2)のとおり、情報窃取やクレジットカード番号等の不正利用の手段が巧妙化し、セキュリティリスクが高まっている等の状況が生じている。 しかし、クレジットカード会社(イシュー)に対しては、改善命令と登録の取消しの間に十分な監督手段がなく、十分に実行的なものとなっていないと考えられる。これらのことから、クレジットカード会社(イシュー)に対する監督手段として、新たに業務停止命令を導入することにより、実行的な履行確保措置を講ずることが可能となり、利用者が安全・安心にクレジットカード等を利用できる環境を整備することができると思われる。</p>
直接的な費用の把握	<p>費用の要素</p> <p>③「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>(遵守費用) (1)QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化 新たに決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者として、クレジットカード番号等の適切管理義務の対象となる事業者は、情報漏えい対策を行う費用が発生するが、既にこれらの事業者は一定の情報漏えい対策を行っているのが通常であり、新たに必要となる費用の額については、既に行われている対策の程度等にもよるものであり、定量的な推計は困難である。 (2)業務停止命令の導入 本件は、業務の改善命令や登録に係る変更の届出義務違反等といった場合に、業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとするものである。業務の停止の範囲によっては、加盟店に対する立替払金の支払いが滞り、遅延損害金等の費用が生ずる可能性があるが、必要となる費用の額については、事業規模等にもよるものであり、定量的な推計は困難である。</p> <p>(行政費用) ④規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意 (1)QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化 行政において、義務の遵守状況の検査・監督のための費用が発生する。 (2)業務停止命令の導入 行政において、業務停止命令を発令するための人件費等の費用が発生する。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>便益の要素</p> <p>⑤効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要 (1)QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化 ①(2)のとおり、新たに決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者は、大量のクレジットカード番号等を扱っており、漏えいすれば、大規模な情報漏えい事件につながるリスクを抱えているところ、これらの事業者に対し、クレジットカード番号等の適切管理義務を課することで、大規模な情報漏えい事件を未然に防ぐことができると考えられる。 (2)業務停止命令の導入 ①(2)のとおり、情報窃取やクレジットカード番号等の不正利用の手段が巧妙化し、セキュリティリスクが高まっている等の状況が生じている中で、例えば、セキュリティ対策のために必要な措置が取れていないクレジットカード会社(イシュー)に対し、改善命令を命じたにもかかわらず、改善が認められない場合、業務停止命令を命じることで、大規模な情報漏えい事件を未然に防ぐことができると考えられる。</p> <p>⑥可能であれば便益(金銭価値化)を把握 (1)QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化 大規模な情報漏えい事件が発生した場合の被害の額は、事業者の取扱高や漏えい規模によってもさまざまであり、セキュリティ対策強化による便益の試算は困難である。 (2)業務停止命令の導入 例えば、大規模な情報漏えい事件が発生した場合の被害の額は、事業者の取扱高や漏えい規模によってもさまざまであり、業務停止命令の導入による便益の試算は困難である。</p> <p>⑦規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計 非該当</p>
副次的な影響及び波及的影響の把握	<p>⑧当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的影響」を把握することが必要 (1)QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化 新たに決済システムにおいて大量のクレジットカード番号等を取り扱う事業者に対し、クレジットカード番号等の適切管理義務を課することにより、より利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備されることで、後払いサービスに対する利用者ニーズの更なる増幅が見込まれる等の副次的な影響が見込まれる。 (2)業務停止命令の導入 業務停止命令を導入することにより、業務停止命令の前段階である改善命令の強制力が向上し、より利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備することができる等の副次的な影響が見込まれる。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>⑨明らかとなった費用と効果(便益)の関係を分析し、効果(便益)が費用を正当化できるか検証 (1)QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化 ②③(1)及び4(1)のとおり、事業者の遵守費用が一定程度生ずることが見込まれるが、③⑤(1)及び4⑧(1)のとおり、得られる便益は大きい。一定の費用を考慮しても、利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備することができるというより大きな便益があることから、セキュリティ対策の強化を行うことは妥当であるといえる。 (2)業務停止命令の導入 ②③(2)のとおり、事業者の遵守費用が一定程度生ずることが見込まれるが、③⑤(2)及び4⑧(2)のとおり、得られる便益は大きい。一定の費用を考慮しても、利用者が安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備することができるというより大きな便益があることから、当該業務停止命令を導入することは妥当であるといえる。</p>
代替案との比較	<p>⑩代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果(便益)の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明 (1)QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化 代替案としては、ガイドライン等を通じて、クレジットカード番号等の適切な管理をすべきことを周知することが考えられる。 ガイドライン等を遵守した場合に事業者に係る遵守費用は、法律によるセキュリティ対策強化と同程度だが、ガイドライン等を遵守するかの判断は事業者に委ねられることになり、セキュリティ対策を強化することによって見込まれる情報漏えいリスクの低減効果が一定程度低くなることが予想される。よって、代替案と比較しても、法律によるセキュリティ対策強化を行うことが妥当である。 (2)業務停止命令の導入 代替案としては、現行のカード等の交付禁止命令(法第34条)の発動要件の拡充をすることも考えられる。一方で、例えばクレジットカード番号等の漏えいによる被害のおそれは、新規のカード等の交付を禁止するだけでは防止することができず、業務停止命令によって得られる効果を十分に得ることができない。よって、代替案としては妥当ではない。</p>
その他の関連事項	<p>⑪評価の活用状況等の明記 産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会を2019年2月25日～12月17日までに計9回開催し、議論を行った。 (審議会URL: https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kappu_hambai/index.html) また、当該委員会での審議を基に、2019年12月20日に最終報告書「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」を公表。 (報告書URL: https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/kappu_hambai/pdf/20191220_report.pdf)</p>
事後評価の実施時期等	<p>⑫事後評価の実施時期の明記 当該規制については、本法案附則7条において施行後5年を目途として見直す旨が規定されているため、施行後5年を目途に事後評価を実施する。 ⑬事後評価の際、費用、効果(便益)及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。 情報漏えいの件数やそれによる被害額、監督措置の実施件数等について確認を行い、事後評価を行う</p>
備考	